

第4章 基本方針

本計画では、循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指すため、次の4つの基本方針を定めます。

(I) 4Rの推進

廃棄物処理法基本方針に基づき、できる限りごみの排出を抑制し（リフューズ、リデュース）、ごみになったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、4Rの推進に努めます。

(II) 適正処理の推進

分別収集・処理に当たっては、環境負荷面や経済面等を考慮しつつ、本市の実情に応じた、ごみ処理システムの構築を目指します。

また、災害時における災害廃棄物の適正処理、不法投棄・ポイ捨て・不適正処理の防止、海岸漂着物の適正処理に努めます。

(III) 普及啓発・環境教育の推進

ごみの減量・再生利用等について市民や事業者の自主的な取組を促進するため、普及啓発や情報提供に取り組みます。また、学校や地域社会の場における環境教育・環境学習の充実に努めます。

(IV) 地域循環共生圏の形成

米子市クリーンセンターにおける熱回収に引き続き取り組み、発電した電力を地域で利活用することにより、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

また、ごみ処理の広域連携の推進に努めます。